

第767回
東京都青少年健全育成審議会
議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和8年4月13日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子	委員
渡瀬 昌彦	委員
石川 知春	委員
伊藤 廣幸	委員
加藤 美恵子	委員
関口 哲也	委員
うすい 浩一	委員
関口 健太郎	委員
早坂 義弘	委員
藤井 あきら	委員
柳川 雅彦	委員
稲澤 裕子	委員
前野 政彦	委員
菊池 太佑	委員
伊藤 貴行	委員
馬神 祥子	委員
岡本 香織	委員
浦島 真由美	委員

【事務局】

若年支援事業担当部長	村上 章
若年支援事業課長	南 友和

(午後 3 時 30 分開会)

○若年支援事業課長 本日の、傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者はなし、傍聴人は 8 人、うちオンラインによる傍聴はありません。それでは傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援事業課長 それでは審議会を始めさせていただきます。初めに新しく委員となられました方のご紹介をいたします。まず第 4 号関係行政機関の職員、佐久間委員の後任として東京法務局人権擁護部長、前野政彦委員でございます。

○前野委員 前野です。どうぞよろしく願いいたします。

○若年支援事業課長 同じく第 4 号関係行政機関の職員、矢ノ目委員の後任として港区子ども家庭支援部子ども若者支援課長、菊池太佑委員でございます。

○菊池委員 菊池です。よろしく願いします。

○若年支援事業課長 続きまして第 5 号東京都の職員、榎本委員の後任として福祉局児童相談センター次長、岡本香織委員でございます。

○岡本委員 岡本です。よろしく願いいたします。

○若年支援事業課長 同じく第 5 号、東京都の職員、高島委員の後任として教育庁地域教育支援部生涯学習課主任指導主事、浦島真由美委員でございます。

○浦島委員 浦島です。どうぞよろしく願いいたします。

○若年支援事業課長 よろしく願いいたします。

現在ご出席いただいております委員の方は 18 名で条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それではただいまから第 767 回東京都青少年健全育成審議会開催いたします。令和 8 年度の第 1 回ということでどうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。まず議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明します。次第と書かれております資料の表紙をおめくりいただき 1 ページ目をご覧くださいと存じます。前回の審議会以降の 3 月 10 日から 4 月 12 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会のご意見を踏まえまして優良映画として 1 作品を推奨することを決定いたしました。3 月 12 日にプレス発表、関係各署への周知を行い、3 月 18 日に公告いたしました。また、青少年やその保護者等を対象にファミリールール講座を 4 回開催いたしました。

また、本日の諮問に先立ちまして 4 月 8 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめ、調査審議事項の資料に添付しておりますので後ほどご説明させていただきます。

2 ページ及び 3 ページをご覧ください。過去 1 年間における条例の適用状況をお示ししております。2 ページ目には過去 1 年間の 8 条指定図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。8 条指定図書類については過去 1 年間以内に指定を 6 回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告対象社はございません。

続きまして 4 ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の 3 月分の活動状況でございま

す。3月までに委嘱しております協力員は689名です。3月の活動者数は138名、調査店舗数は756店舗でございました。確認する図書類は8条指定図書類、成人向けなどの成人マーク付きの図書類である表示図書類、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止めの類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。3月におきましては、表示図書類につきまして包装がされていない店舗が2店舗、区分陳列がされていない店舗が4店舗ございました。また青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が4店舗ございました。なお、8条指定図書類に関する通報等に基づく立ち入り調査はございませんでした。

続きまして5ページからは都の職員による独自の立ち入り調査等の実施状況を記載してございます。3月分でございますが、問題のある店舗はございませんでした。

続きまして6ページをご覧くださいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございますが、先月と変動はございません。自動販売機立ち入り調査については3月は、8台について調査を行い、いずれについても自動販売機の主電源が落とされており、稼働していない状況を確認いたしました。ただし廃止届は出ていないため今後も引き続き状況を注視し管理者等に適宜連絡を取るなど対応してまいります。事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。

それではご質問ございませんので調査審議事項に移りたいと思います。本日は8条指定図書類についての諮問でございます。よろしく願いいたします。調査審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出お願いいたします

(傍聴人退出)

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして事務局に説明お願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち調査審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。計1誌の8条指定図書類についての諮問でございます。

調査審議事項と記載されております資料の表紙をおめくりいただき1ページをご覧くださいと存じます。諮問第1207号でございます。

2ページをご覧くださいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は令和8年1月27日から令和8年3月23日までの間に都内のコンビニ書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました。計201誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名がバンブーコミックス クパコレクション『ご褒美とお仕置きどっちにします?』、令和8年3月31日に株式会社竹書房より発行されております。過去1年間の指定はございません。該当箇所につきましては全編大部分でございます。該当指定基準は施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして4月8日に自主規制団体から意見を聴取して3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧くださいと存じます。当日は13名の方が出席されました。自主規制団体のご意見としましては、指定やむなしの意見が11名です。その主な内容は上から3番目ですが、「性行為以外の描写としてストーリー、人間関係、キャラクターの葛藤なども描いているが、性行為描写が単純に量として非常に多い

という印象。その他の日常描写もほぼ性行為の前段階の描写であり、すなわち性行為の描写を見せることが主目的となっている作品と言える。性器のぼかし方は許容範囲と言えるものだが、絵が上手なだけに性行為シーンが具体的で生々しい。体液描写、擬音も多い。指定該当やむなし。」などでございます。

指定非該当の方は1名で、その内容は1番下ですが、「コミカルな恋愛物語、絵も上手である。性器のぼかしが甘く感じる。性行為の描写が生々しいが好きな者同士の行為なので問題なし。暴力的な表現もなく人格否定につながる表現もないので指定非該当。」でございます。保留の方は1名いらっしゃいました。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご質問ございますか。特によろしければそれでは各自調査に入ってください。

(図書審査)

○会長 それでは各委員から指定該当あるいは非該当、保留というご意見をお伺いしてまいります。それでは、E委員からお願いいたします。

○E委員 はい。この作品、コミカルで読みやすいBLものですが、性行為シーンがあまりにも多いのと、性器の修整も甘くて体液描写や擬音も多いので、指定該当やむなしだと思います。以上です。

○会長 伊藤貴行委員、お願いします。

○伊藤貴行委員 はい。性描写の量が多いですし、また体液等の描写も生々しく卑わいであると思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 F委員、お願いします。

○F委員 はい。ストーリーとしては恋愛ものに仕上がってはいるものの、全編を通じて性行為中心で性器の消しも甘く、擬音それから体液の描写なども非常に露骨なのと、聞き取りの中にも出てきましたが首を絞めるようなシーンも出てきますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 C委員、お願いします。

○C委員 はい、私は指定該当と判断します。以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 はい。全体的には恋愛ストーリーであってコミカルな印象を受けました。性器の修整は甘いものの、人格否定であったりとか暴力表現は見当たらなかったかなと思います。このため指定非該当でお願いいたします。

○会長 K委員、お願いします。

○K委員 はい。明るいストーリーで悲壮感はあまりなくてコミカルの要素も多いのですが、いかんせん性行為の描写が多く描き方も非常にリアルです。性器の消しも甘い。首絞めのシーンも非常に気になります。該当やむなしと判断します。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 はい。成人向け図書だと思われるので、区分陳列すべき図書だと考えます。

○会長 D委員、お願いします。

○D委員 はい。性交場面が多く性器の修整も甘い。行為の際の首絞めといった描写の部分は危険であり、指定該当だと思います。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 はい。ちょっと私は悩んでおりまして、他の委員もありましたが、その全編大部分かと言うと、そうではないのではないかと思いますので。性交シーンは多いのですが、とはいえそうじゃないシーンも結構あるなという印象を持ちました。一方で性交シーンにおいて、性器であったりアップであったり擬音であったりというところは確かにちょっと多いなと思いつつ、非該当ではないと思うのですが、ちょっと該当と言い切れないというところがありまして、保留とさせていただきたいと思います。以上です。

○会長 I委員、お願いします。

○I 委員 指定該当やむなしだと思います。ほぼ全編性描写ということで、それで該当だと思っています。以上です。

○会長 B 委員、お願いします。

○B 委員 性描写が多いつてこととぼかしが甘いつていうことと、ま、アダルトコミックのジャンルだと思いますので、区分陳列が妥当だと考えますので、指定該当でお願いします。

○会長 岡本委員、お願いします。

○岡本委員 はい。性的なシーンが多くて全編に渡っているかなというところと、ぼかしは入っているのですけれども描写も具体的でかなり生々しい部分もありますので、指定該当やむなしかなという風に考えます。

○会長 菊池委員、お願いします。

○菊池委員 はい。性行為のシーンも多く描写も生々しい表現が多数であったため、指定該当やむなしと考えます。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい。性行為の分量が非常に多いということと性器の修整が甘い。また体液描写擬音も多いということからやはり区分陳列が必要な図書と思われるので指定該当でお願いします。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 はい。性描写が長く具体的であるということ。擬音体液も激しく描かれており、性器の修整の甘いところが見受けられますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 浦島委員、お願いします。

○浦島委員 はい。私も非常に描写が鮮明で、これは指定していただきたいという風に思っております。

○会長 前野委員、お願いします。

○前野委員 はい。性行為を見せるための作品のように感じましたので、指定該当という風に考えます。

○会長 はい。私もやはり性行為の多さと性的描写の生々しさということで指定該当ではないかと思っておりますが、本日いただいた皆様からのご意見で1名の委員が非該当、また1名の委員が保留ということでございましたが、残りの委員の方は指定該当に賛成ということでございました。今回そういうことでございますので指定該当という答申をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長 それではそのように答申をさせていただきます。事務局お願いいたします。連絡事項ございますでしょうか。

○若年支援事業課長 はい。都民の申し出は3月はございませんでした。また次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。本日の調査審議事項全体的に何か質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは以上で調査審議事項は終了となりますので傍聴人の方の再入室をお願いいたします

(傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 はい。まず本日の審議ですが、8条指定図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類として指定することが適当であるという答申となりました。また本日審議会に報告した都民の申し出はございません。

8条指定図書の告示予定日は令和8年4月17日金曜日。プレス発表は前日の令和8年4月16日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内いたします。令和8年5月11日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でございました。

(午後4時9分閉会)